

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 財産関係
第一巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): 財産の譲渡、賃借、使用, 財産管理, 債券債務調査 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43852

3.

債權、債務調查關係



文書課長

文書課發送日 昭和廿四年貳月廿貳日

淨書

正校(原稿) 19(淨書)

別紙 略

主管 管理局長 任 總務課長

昭和廿四年一月廿貳日 附屬

管 第五〇號 昭和廿四年貳月廿貳日 附屬

受人 鹿見島市 株式会社鹿見島興業銀行頭取

發信人 管理局長

先付送寫

記録件名

件名 神繩關係債權債務調査依頼に関する件

神繩關係事務處理上必要に於て貴行の神繩關係債權債務調査の

上別紙の様式により至急御報告の事

公 信 案

外 務 省

	發信用	執務用	斗
主信	✓	2	3
附甲	✓	2	0
附乙			
附丙			
附丁			
備考			

速達郵送 懸案

公 信 案

外 務 省

右依頼可也

別紙

<p>種 別 債 権 債 務 調 査 表</p> <p>年 月 日 現在</p>					
債 権 (貸付金)			債 務 (預り金)		
区 分	金 額	摘 要	区 分	金 額	摘 要
縣			縣		
市町村			市町村		
其他団体			其他団体		
個人			個人		
計			計		

(別紙又は別紙)

(1) 本調査は本店勘定、支店勘定別で作製せらる。

(2) 市町村及団体については各市町村、各団体毎に個別別紙に記載せらる。

(3) 個人の分については請求書別紙に明細記載せらる。

(4) この調査は全部提出せらる。

外 務 局

管理局長

總務課長

署に鹿児島興業銀行頭取宛神繩園係債権償務の調査を依頼中の処別紙の通り回答ありよ。

合意

主任

外務省

昭和十四年三月五日

鹿島市金生町五四番地 株式会社 鹿島興業銀行 電話代表三三三〇番

外務省 24311 11

外務省管理局長殿

神繩園係債権償務調査報告の件

去る二月二十二日附管總第50號を以て標記の件に關し御報告の件別紙のとおり御報告申上りませしを以て記事頂御諒察下さる。

記



一 神繩所在支店、諸勘定については神繩支店は営業取扱終日昭和二十年五月十一日現在、國政支店は當時連絡不能のため日取終日計表昭和二十年三月三十一日現在によりおれしを以て印刷しませしを以て
二 預入金算出の区分別記は神繩支店算出金及び記録が、おれしを以て他は全然判明しませしを以て

No.

昭和 年 月 日

鹿嶋市金生町五四番地
株式会社 鹿兒島興業銀行
電話代番三・三一〇番

三右由誤不明分は信時郵送途中戦災により滅失せしむる
と見なします。

四原地では信時諸帳簿を防護壕に格納し置たるも其後時
日にも相償経過してありまふ。其故を記録は不明のことと見
なします。

五以下より信時の横橋を御報告口申上り御参り考へ供しませう
戦時中沖繩支店を昭和十九年十月十日の空襲により戦災
と認り営業所は焼失せしむる。翌十一日右営業所を離る
こと約一軒。那覇市上水町所在同支店長住宅におりて営業
と繼續中。其後連合軍の沖繩上陸作戦開始と
もに戦況日々悪化しなす。以て二十年二月十九日沖繩島尻
那覇市系村海岸に仮営業所を移設し同所にて繼續し
營業繼續中。昭和二十年三月二十三日連合軍の同
地上陸作戦は開始せられ同月二十五日には慶良島列島中後

昭和 年 月 日

鹿嶋市金生町五四番地
株式会社 鹿兒島興業銀行
電話代番三・三一〇番

島敷河原の四島に上陸更に四月一日は沖繩本島に上陸戦
況不利となりしを沖繩支店における決死の残存行員は漸次
戦死或は傷病者をおしつゝも敢然軍経理部壕において
軍指揮の下に營業を繼續しました。

しめるに五月下旬より三原島地帯とも海軍の地帯に逐次連
合軍の包围下に陥り戦況が窮迫したる軍経理部長の命
を受け五月二十日營業を閉鎖しなす。

右信時の横橋は向精神地帯店長代理沖繩より可踏的
に生還しその証言並に携行書類は右事情が明確に
しるべきなり。預金を貸出の記録詳細に記し置たるは
しるべきなり。記録は右の如し。

No.

昭和 年 月 日

島市金生町五四番地

株式 島興業銀行

電話 三三〇〇

沖繩自治債権債務調 (沖繩支店分)

昭和 20 年 6 月 12 日現在

島興業銀行

債 権 (貸付金)

債 務 (預り金)

区 分	全 額	備 考	区 分	全 額	備 考
縣	0		縣		
市・町・村	21,000.00	伊良部村長 10,000.00 多良間村長 1,000.- 大浜村長 1,000.- 豊原町長 1,000.-	市所村		由証不明
其他団体	400,700.00	沖繩會館 12,000.- 沖繩商會 1,000.- 島興業銀行 19,000.- 伊良部町下地會 12,000.- 豊原町下地會 14,000.- 伊良部町會 700.-	個人		
個人	1,854,464.9	由証別紙			
計	2,279,164.9		計	2,620,160.8	

昭和 年 月 日

鹿兒島市金生町五丁目番地
鹿兒島興業銀行
電話 三三〇〇

沖繩関係債権債務調 (國庫支店分)

昭和20年3月31日現在

鹿兒島興業銀行

債権 (貸付金)

債務 (預金)

区分	金額	摘要	区分	金額	摘要
縣		由記不明	縣		由記不明
市町村			市町村		
其他団体			其他団体		
個人			個人		
計	14,041.17		計	2,966,120.00	

No.

アジア局長

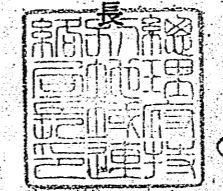
参事官

北東アジア課長

総特連第八号

昭和三十四年一月七日

総理府特別地域連絡局長



34.1.10
113



回覧番号
北 0056

K. 6. 1. 0. 1-1

外務省大臣官房長 殿

旧沖繩県又は旧沖繩県下各市町村に対する債権若しくは債務について（照会）

旧沖繩県関係財産の整理上必要であるから、旧沖繩県又は旧沖繩県下各市町村（県又は市町村以外の諸団体等の法人を除く）に対する直接の債権若しくは債務であつて、貴省（庁）において未処理のものがあるれば、その内容について承知いたしたいので、債権若しくは債務の内容を詳細に表示した明細表三部を添えて、昭和三十四年一月二十日までにご回答願わたくし照会する。

記帳

おつて、右に該当する債権若しくは債務のない場合にはその旨及び該債権若しくは債務があつても貴省（庁）限りにおいて処理可能の見込のものであればその旨を御回答願います。

公信案(乙)

外務省

當面におしは、右に該方々の債権、債務は在り。

記

	発信用	執務用	計
主 信	1	1	2
附 属 (別添紙)			

記録分類 K.6.1.0.1-1

公信案(甲)	件名	写送付先	受信人名	主管	文書課發送日
	一月七日付貴店第八号をもえ、御照會のあつた本件に關し、左記のとおり回答する。	旧沖繩縣又は旧沖繩縣下各市町村に對する債権若しくは債務に關する件	總理府特別地域運送局長	アジヤ局長	昭和廿四年一月拾四日
外務省		到着期限	發信人名	主任	發信係
		月 日 までに必着のこと この欄は至急信にのみ使用のこと	秘書 アジヤ局長	北東アジヤ課長	(原稿)
			13 46	起案者	(淨書)
				昭和三十四年一月十二日起案	

回覽番 061

文書課長



起案者

(淨書)

校査係

淨書係

發信係

昭和廿四年一月拾四日

アジヤ局長

昭和

昭和三十四年一月十二日

附

昭和

三十四年

一月

十二日

起案

起案

了